標柱二十三号から二六〇度三五分八秒　二十四号
三三・九三五メートルの地点
標柱二十四号から二六五度二八分一〇秒　二十五号
五二・一四五メートルの地点
標柱二十五号から二〇九度五九分一一秒　二十六号
四五・三八〇メートルの地点
標柱二十六号から二〇五度二三分三一秒　二十七号
九九・〇三五メートルの地点
標柱二十七号から一九八度五八分一七秒　二十八号
九四・二九二メートルの地点
標柱二十八号から二一五度三四分一八秒　二十九号
二一・二九四メートルの地点
標柱二十九号から二四四度一分二六秒　三十号
二四・四九六メートルの地点
標柱三十号から二六一度四分八秒　三十一号
一一八・二一〇メートルの地点
標柱三十一号から二五四度三五分三七秒　三十二号
一一・七二五メートルの地点
標柱三十二号から二六〇度五四分一九秒　三十三号
六・九二一メートルの地点
標柱三十三号から二四三度四分二二秒　三十四号
三〇・一四二メートルの地点
標柱三十四号から二六四度八分二秒　三十五号
六・七一二メートルの地点
標柱三十五号から三三五度二四分五三秒　三十六号
二三・一九七メートルの地点
標柱三十六号から三四三度五分一〇秒　三十七号
一二・六〇四メートルの地点
標柱三十七号から二六三度五一分一五秒　三十八号
二・五四一メートルの地点
標柱三十八号から二七一度三八分四秒　三十九号
三三・七六五メートルの地点
標柱三十九号から二四一度三五分四一秒　四十号
四・五六八メートルの地点
標柱四十号から二一六度二三分二〇秒　四十一号
二一・九六五メートルの地点
標柱四十一号から三〇〇度四八分五〇秒　四十二号
四・九八〇メートルの地点

○環境省告示第四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十八日

環境大臣　望月　義夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　光和精鉱株式会社
ロ　住所　福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜四十六番九十三
ハ　代表者の氏名　代表取締役　石橋　幸雄
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜四十六番九十三
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
五　申請年月日
平成二十六年十二月十九日

○関東地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月二十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、平成二十七年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百三十八号　山梨県南都留郡山中湖村山中字二本木道下一八〇番一〇地先から同村山中字藪木一九四番地先まで　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月二十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、平成二十七年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
木更津市真里谷字黒田三三六六番一地内	前	三二・二一九～一〇七・三二（メートル）	〇・〇三七（キロメートル）
	後	三二・二一九～一〇七・三二	〇・〇三七

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二十九号線
三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十八日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都品川区西大井二丁目及び西大井四丁目並びに大田区東馬込二丁目地内
使用の部分　東京都品川区西大井五丁目、西大井二丁目及び西大井四丁目地内
六　縦覧場所
イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
ロ　環境省九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　環境省九州地方環境事務所福岡事務所
ニ　福岡県環境部廃棄物対策課
ホ　北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策室
ヘ　北九州市戸畑区役所総務企画課広報広聴係